

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正
(内容説明資料)

【条例対象箇所】	【 規定内容 】
	<p>○ 秋田県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例（平成二十四年秋田県条例第〇〇号）の規定により規則で定める標識の寸法は、別表のとおりとする。</p>

別表

標識を設置する区域	区分	標識の寸法	
		寸法	備考
指定猟法禁止区域	制札		<p>一 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上百五十センチメートル以上の場所で固定させること。</p>
鳥獣保護区	標柱		

標識を設置する区域	区分	標識の寸法	
		寸法	備考
	制札	<p>45 cm 以上</p> <p>鳥 獣 保 護 区 秋 田 県</p> <p>WILDLIFE PROTECTION AREA AKITA PREFECTURE</p> <p>36 cm 以上</p> <p>支柱 230 cm 以上</p> <p>7 cm 以上</p> <p>7 cm 以上</p>	<p>一 制札の支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示している。ただし、鉄材等を用いる場合にあっては、木材を用いたときと同程度以上の強度があるときは、知事が適当と認める寸法とする。</p>
特別保護地区	標柱	<p>9 cm 以上</p> <p>9 cm 以上</p> <p>○ ○ 鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区 秋 田 県</p> <p>○ ○ 鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区 秋 田 県</p> <p>250 cm 以上</p>	

標識を設置する区域	区分	標識の寸法	
		寸法	備考
	制札		<p>一 制札の支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示している。ただし、鉄材等を用いる場合にあっては、木材を用いたときと同程度以上の強度があるときは、知事が適当と認める寸法とする。</p>
特別保護指定区域	制札		

標識を設置する区域	区分	標識の寸法	
		寸法	備考
休猟区	標柱		
	制札		<p>一 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上百五十センチメートル以上の場所で固定させること。</p>

標識を設置する区域	区分	標識の寸法	
		寸法	備考
特定猟具使用禁止区域	標柱		
	制札		
			<p>一 制札の支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示している。ただし、鉄材等を用いる場合にあっては、木材を用いたときと同程度以上の強度があるときは、知事が適当と認める寸法とする。</p>

標識を設置する区域	区分	標識の寸法	
		寸法	備考
特定猟具使用制限区域	制札	<p>30cm以上</p> <p>30cm以上</p> <p>特定猟具使用制限区域 (〇〇)</p> <p>秋田県</p> <p>支柱 230cm以上</p> <p>4cm以上</p>	<p>一 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上百五十センチメートル以上の場所で固定させること。</p>